

ひろしまの地域福祉推進 “チャレンジ応援” 助成事業 応募の手引き (令和2年度版)

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 広島市地域福祉活動推進基金助成事業

目 的

近年、社会環境の変化は、地域住民の暮らしや活動に影響を及ぼし、日々の暮らしにくさや様々な地域社会課題を生み出しています。こうした中であっても、地域づくりや、生きにくさを抱える人への支援、子どもの育ちに関する取組などの活動を、多様な団体が展開されています。

そこで、社会福祉法人 広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、広島市域の地域福祉向上を願ってチャレンジしている、先駆的・開発的取組を支援し、活動の立上げ及び継続と、市域への波及を目的として、本会地域福祉活動推進基金を活用した助成事業を行います。

本助成事業は、助成金という資金面での応援に加え、助成決定後に本会が団体に継続的に関わり、団体の基盤整備や活動の充実を応援することで、本会と団体が一緒になって広島市域の福祉向上を目指すものです。

A部門：団体の立上げ応援部門

- ◆ 新たな発想や視点を持ち、本会とともに団体の立上げや基盤整備を目指すための部門です（概ね設立後3年以内の団体に限ります。）。

B部門：先駆的・開発的取組の波及応援部門

- ◆ 独自のアイデアで先駆的・開発的な取組をしようとしており、市・区社協とともに活動の波及を目指す団体のための部門です。

募集期間

令和2年4月1日（水）～4月30日（木）※必着

提出・問合せ先

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま 6階

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉係

電話082-264-6403 FAX082-264-6413

メールアドレス chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp

1 助成の対象となる団体

広島市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体とします。

- (1) 規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
- (2) 団体等の主たる事務所が広島市内にあること。
- (3) 団体の構成員を5名以上有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。
- (4) 本会との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。

なお、応募時点で団体が未設立の場合、団体設立後、(1)～(3)を満たすことを条件とします。

2 助成の対象となる活動

- (1) 様々な地域の課題解決に対する取組。
- (2) 制度の狭間の福祉課題に対する取組。
- (3) 子どもの育ちを支援する取組。
- (4) その他既存の活動等において充実強化を目指すもので、本会会長が助成を必要と認めた取組。

3 助成部門

A部門：団体の立上げ応援部門

- ◆ 新たな発想や視点を持ち、本会とともに団体の立上げや基盤整備を目指すための部門です（概ね設立後3年以内の団体に限る。）。

- (1) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額。
- (2) 件数：2～4件程度。（助成金総額60万円）
- (3) 選考方法：書類審査及び面談審査。
- (4) その他：これから団体を立ち上げる場合や、活動が先駆的・開発的取組にまで至っていないくても、応募ができます。
設立3年目までは継続して応募可能です。
設立4年目以降は自立して活動ができる団体に成長していくことを目指してください。

B部門：先駆的・開発的取組の波及応援部門

- ◆ 独自のアイデアで先駆的・開発的な取組をしようとしており、本会とともに活動の波及を目指す団体のための部門です。

- (1) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額。

- (2) 件数：8件程度。(助成金総額240万円)
- (3) 選考方法：書面審査及び面談審査。
- (4) その他：同一事業（類似事業を含む）での申請は、継続して3回までです。
他の助成金を受けていても、用途が異なる場合は助成対象とします。

(留意点)

- A部門とB部門を同一年度に重複して申請することはできません。
- 団体設立後4年以上の団体は、過去にA部門で助成を受けていてもB部門での応募が可能です。
ただし本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。

4 助成金の使途

	A部門	B部門
取組拠点開設・運営費（賃借料、水光熱費、電話代、スタッフ等の謝金等）	○	× ※
物品購入費（備品、消耗品費、食材費等）	○	○
広報宣伝費	○	○
謝礼金（ボランティア等の謝金、交通費等）	○	○
その他（市社協会長が必要と認めるもの）	○	○

※ 先駆的・開発的な取組を実施するためのイベント等に係る経費は含めることができます。

5 実施期間

決定通知交付後、当該年度3月末までの期間。

6 全体スケジュール

- (1) 応募期間 4月1日（水）～4月30日（木）
- (2) 選考期間 5月～7月上旬
 - （1次審査）6月上旬 審査委員会による書面審査
6月中旬 結果の通知及び面談審査の日程の通知（1次審査通過の団体のみ）
 - （2次審査）6月下旬～7月上旬 面談審査 ※必ず出席してください
7月中旬 結果の通知
- (3) 助成金交付 7月以降
- (4) 活動場面への訪問 8月～3月頃 本会職員が活動場面を訪問させていただきます。
A部門の団体につきましては、当会が継続的に関わり、団体の立ち上げや基盤整備を応援します。
- (5) 報告書の提出 翌年3月

7 応募方法・提出書類

- ア 助成金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号—Aまたは様式第2号—B）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体の規約
- オ 団体の役員名簿
- カ 前年度の活動報告書、決算書 ※作成している団体のみ
- キ その他団体の活動状況が分かるもの（広報誌等。2-3枚以内におさめてください）
※作成している団体のみ

- ア～キを表紙に記載の提出先へ、郵送又は持参によりご提出ください。
提出締切は、令和2年4月30日（木）必着です。
- 団体設立前にA部門に応募される場合、エ・オの書類は団体設立後の提出でも構いません。
- ア～ウの様式データを希望する場合、chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp までご連絡ください。
- 応募書類等は返還しませんので、お手元にコピーを残してください。
- 例年、書類の不備や修正を要する団体が多いので、修正期間を考慮し、余裕をもって提出してください。

8 審査の観点

以下の観点で書面審査（1次審査）、面談審査（2次審査）の選考をします。

- (1) 先駆的・開発的な取組であること
- (2) 団体の安定した活動継続に努めていること
- (3) 地域や他団体との連携に努めていること
- (4) 本助成金の活用による資金面での効果が明確であること
- (5) 地域福祉の向上に対して、熱意や情熱を感じられること

9 助成金の交付

本会会長による助成決定後、応募団体が指定する金融機関の預金口座に振り込みます。

10 報告書の提出

当該年度3月末までに、事業報告書、収支決算書等を提出してください。
（報告様式は部門により異なります。助成決定時にお知らせします。）

1 1 応募の無効、助成金の返還

- ・ 募集期間内に提出されなかった応募は、無効とします。
- ・ 助成金交付決定後、申請内容の変更が生じた場合は、その都度届け出てください。届け出なく変更された場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- ・ 助成金交付団体に、交付団体として不適格な行為があった場合、助成金の返還を求めます。

1 2 その他

- ・ 本助成事業は、社会福祉法人による地域貢献事業の推進を目的として本会「広島市地域福祉活動推進基金」を活用して行うものです。
- ・ 本助成事業に関する広報紙、チラシ等の印刷物や団体のホームページへの掲載の際は、「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成対象事業」であることを明示してください。
- ・ 決定団体へは本会職員による活動場面への訪問や、行事等への参加や広報等の協力をさせていただきます。また必要に応じ、市・区社協等とも連携し、団体や活動の展開を一緒に考えさせていただきます。
- ・ 他への波及を図るため、本会広報紙や各種事業において活動の報告をお願いする場合があります。
- ・ 適否に関わらず応募された団体へは、本会から研修会や助成金の情報提供をさせていただくほか、適宜、団体が実施する活動の広報等の協力をさせていただきます。